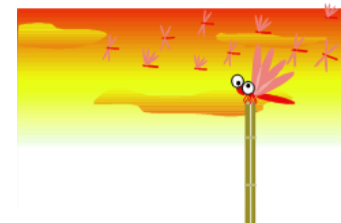


## 10月の税務カレンダー

住民税普通徴収 第3期  
国民健康保険税 第4期  
長崎市ホームページより



## 定額減税について よくあるご質問

今回は令和6年6月にスタートした定額減税について、お問い合わせいただいたご質問のうちの何点かを紹介いたします。

### ①年度中に月次減税を行っていた給与所得者が年末調整前に退職した場合、給与所得の源泉徴収票に定額減税等を記載する必要はありますか？

令和6年6月1日以後に給与所得者が退職し、年末調整をしなかった場合は定額減税等を記載する必要はありません。退職者は再就職先で年末調整又は確定申告で最終的な定額減税の精算を行うこととなります。給与所得の源泉徴収票の源泉徴収税額欄には、控除前税額から月次減税額を控除した後の、実際に源泉徴収した税額の合計額を記入することとなります。

### ②定額減税はふるさと納税に影響しますか？

定額減税によるふるさと納税への影響は発生しません。ふるさと納税の上限額は、定額減税の額を控除する「前」の所得割額で決まりますので、影響を及ぼすことはありません。

### ③ふるさと納税によって控除しきれない定額減税が発生した場合はどうなりますか？

ふるさと納税による控除を受けたことによって納税額が減少し、定額減税の控除分が控除しきれない場合は、その金額は「調整給付金」として市町村から令和7年度に支給されます。

## 【参考】総務省より抜粋

全額控除されるふるさと納税額（年間上限額）の目安

ふるさと納税を行う本人の給与収入	ふるさと納税を行う方の家族構成						
	独身又は共働き※1	夫婦※2	共働き+子1人(高校生※3)	共働き+子1人(大学生※3)	夫婦+子1人(高校生)	共働き+子2人(大学生と高校生)	夫婦+子2人(大学生と高校生)
300万円	28,000	19,000	19,000	15,000	11,000	7,000	-
500万円	61,000	49,000	49,000	44,000	40,000	36,000	28,000
700万円	108,000	86,000	86,000	83,000	78,000	75,000	66,000
1000万円	180,000	171,000	166,000	163,000	157,000	153,000	144,000
2000万円	569,000	569,000	552,000	548,000	552,000	536,000	536,000
2500万円	855,000	855,000	835,000	830,000	835,000	817,000	817,000

※1 共働きは、ふるさと納税を行う本人が配偶者（特別）控除を受けていないケース

※2 夫婦は、ふるさと納税を行う方の配偶者に収入がないケース

※3 高校生は16歳から18歳の扶養親族、大学生は19歳から22歳の特定扶養親族

## <郷くんち=「大浦くんち」をご存じですか？12日（土）～13日（日）開催！>

西山の諏訪神社で行われる「くんち」は10月7日から10月9日にかけて開催されます。

長崎市では西山の諏訪神社以外の神社でも「くんち」が行われており、「郷くんち」と呼ばれています。カワサキ会計事務所がある大浦一帯でも、大浦の諏訪神社で「くんち」が12日（土）及び13日（日）にかけて、石橋電停の周囲に「御旅所」を設置し、神社への奉納踊り等が行われます。

よろしかったら、祈りの三角ゾーン（大浦諏訪神社、大浦天主堂、妙行寺）へのお参りも兼ねて出かけては、いかがでしょうか？